

令和 7 年 9 月 1 6 日

お客さま各位

株式会社 富山第一銀行

## 証券口座「電子交付サービス」対象報告書の拡大

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

富山第一銀行では、お客さまの利便性向上と SDGs に関する取組の一環として、郵送にてお届けしている証券口座取引における一部の報告書等につきまして、「電子交付サービス」の対象となる帳票を拡大いたしますので、下記の通りお知らせいたします。

記

## 1. 改定日

令和 7 年 9 月 2 7 日 (土) 11:00 より

※改修作業のため令和 7 年 9 月 2 7 日 (土) 3:30~11:00 まで「電子交付サービス」が利用停止となります。なお、インターネットからの投資信託の売買申込や損益の確認等につきましては改修作業時間帯もご利用いただけます。

## 2. 対象となる報告書

現行	9月27日以降	交付頻度
取引報告書	取引報告書	売買取引の都度、翌営業日発行
再投資報告書	再投資報告書	分配金が発生した都度、翌営業日発行
分配金報告書	分配金報告書	分配金が発生した都度、翌営業日発行
償還金報告書	償還金報告書	償還が発生した都度、翌営業日発行
取引残高報告書	取引残高報告書 <sup>※1</sup>	3・6・9・12月末を基準に取引がある場合、翌月5営業日目頃発行
運用報告書	運用報告書	年1回(年2回以上決算があるファンドの場合には年2回)
	<u>定時定額買付サービスご契約内容</u>	定時定額の申込(変更・停止含む)の都度、翌営業日発行
	<u>(特定口座)譲渡損益計算のご案内</u>	特定口座にて解約取引の都度、取引の翌月6営業日目頃発行
	<u>適格請求書(インボイス)</u>	基準月の翌月第6営業日目頃発行
	<u>非課税口座内上場株式等払出通知書</u>	NISA口座から課税口座に移管した場合、翌月第6営業日目頃発行
	<u>オープン型証券投資信託収益の支払通知書<sup>※2</sup></u>	分配金が発生した都度、翌月第6営業日目頃発行
	<u>(特定口座)年間取引報告書</u>	1月の第6営業日目頃発行
	<u>上場株式配当等の支払通知書</u>	分配金が発生した都度、1月の第6営業日目頃発行
	<u>お客様にご負担いただいた費用・報酬のお知らせ(NISA信託報酬実績通知)<sup>※3</sup></u>	1月の第6営業日目頃発行
	<u>非課税期間終了のお知らせ</u>	対象銘柄を保有の場合、11月の第6営業日目頃発行

- ※1 投資信託の取引（分配金の支払含む）がある場合には3ヶ月に1度、ない場合には年1度4月に発行。
- ※2 特定口座源泉徴収あり（配当未受入）または 特定口座源泉徴収なし または 一般口座の場合のみ発行。
- ※3 令和6年分まではつみたてNISA 保有のお客さまにのみNISA 口座でご負担いただいた信託報酬等の費用の実額通知を行っていましたが、新NISA で枠の併用が可能となったため、令和7年分よりNISA 口座にて期間中に残高があった方を対象として送付されます。

### 3. 電子交付のメリット

- ・いつでも※4、どこでも、簡単に残高や取引履歴の確認が可能です。
  - ・5年間電子保管されるため、紙書面のように紛失による再発行の必要はありません。
  - ・郵便の到着を待つ必要がなく、報告書等は最短翌日以降に確認が可能です。
- ※4 メンテナンス時間を除きます。

### 4. 「電子交付サービス」お申し込み方法

- (1) インターネットバンキング「<ファースト>プライベートWeb」へログイン後、「投資信託」メニューより「電子交付サービス」をご選択いただき、お申し込みいただけます。



- (2) 「電子交付サービス」のご利用には「<ファースト>プライベートWeb」のお申し込みが必要です。ご登録がお済みでないお客さまは、当行ホームページ「<ファースト>プライベートWeb」より初回利用登録をお願いいたします。



### 5. その他

- ・電子交付された報告書等は書面交付することはできません。同様に、すでに書面交付された報告書等につきましても電子交付することはできません。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

**リテール部 ☎076-461-3891**

受付時間：銀行営業日：9：00～17：00